

## 二宮町緑の保全及び緑化の推進に関する要綱（抜粋）

（目的）

第1条 この要綱は、町と町民が一体となって二宮町において失われていく緑を保存し、緑化を推進することにより、緑豊かな健康で快適な生活環境の確保を図ることを目的とする。

（事業者の緑化の推進）

第14条 開発行為等を行う事業者は、当該開発区域内の樹木等を最大限に保全し、もしくは復元し得る開発計画を設定するとともに、開発計画には植樹計画を取り入れ緑化の推進に務めるものとする。

（事業場等の緑化の推進）

第15条 近隣商業地域以外の地域に、工場、事務所、店舗、倉庫、その他のこれらに準ずる事業場（住宅併用の事業場その他細則で定める規模未満の事業場を除く。以下「工場その他の事業場」という。）を建設しようとする事業者は、当該事業場の敷地内に細則で定める基準の緑地を確保し積極的に樹木の植栽に務めなければならない。

2 前項の規定は、近隣商業地域以外の地域に細則で定める一定規模以上の共同住宅（以下本条において「共同住宅」という。）を建設しようとする事業者に準用する。

3 前2項の適用を受ける以外の工場その他の事業場又は共同住宅を有し、もしくは建設しようとする事業者は当該敷地内に出来るだけ多くの緑を確保しなければならない。

## 二宮町緑の保全及び緑化の推進に関する要綱施行細則（抜粋）

（目的）

第1条 この細則は、二宮町緑の保全及び緑化の推進に関する要綱（以下「要綱」という。）

第17条の規定に基づき要綱の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

（開発行為等における緑化基準）

第18条 要綱第14条に規定する事業者における緑化の基準は、開発区域面積の10パーセント以上とし、植樹計画は開発行為事前協議書に添付するものとする。

2 市街化調整区域における緑化の基準については、その都度町長が定めるものとする。

（適用除外の事業場）

第19条 要綱第15条第1項に規定する規模未満の事業場は、敷地面積が1000平方メートル未満のものとする。

（事業場の緑化基準）

第20条 要綱第15条第1項に規定する緑化の基準は、敷地面積の20パーセント以上とする。

（共同住宅の緑化及び緑地基準）

第21条 要綱第15条第2項に規定する一定規模以上の共同住宅は、14戸以上が集合する共同住宅で、緑地の基準は敷地面積の10パーセント以上とする。